

五霞町議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

○五霞町議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

令和6年2月27日
議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、五霞町議会議員の請負の状況の公表に関する規程(令和6年五霞町議会訓令第1号。以下「規程」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告等)

第2条 規程第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書(様式第1号)により行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正は、訂正届(様式第2号)により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 規程第4条第2項の規定による閲覧(以下この条において「閲覧」という。)は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 閲覧に供する開始日は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日とする。ただし、閲覧に供する開始日が、五霞町の休日を定める条例(平成元年五霞村条例第21号)第1条第1項に規定する町の休日(以下この条及び次条において「休日」という。)に当たるときは、その休日の翌日とする。

(2) 閲覧に供する場所は、五霞町役場議会事務局事務室とする。

(3) 閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、休日は閲覧を行わない。

(4) 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧を休止し、又は閲覧時間を短縮することができる。

2 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 閲覧書類を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしないこと。

(2) 閲覧場所には、写真機、ビデオカメラ、コピー機器、危険物その他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。

(3) 閲覧場所では、談話、飲食、喫煙その他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。

(4) その他係員の指示に従うこと。

(期限の特例)

第5条 規程第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、請負の状況の公表に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

五霞町議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

五霞町議会議長 様

五霞町議会議員 _____

請負状況等報告書

五霞町議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和6年五霞町議会訓令第1号）第2条第1項の規定により、次のとおり報告書を提出します。

契約締結日	対象とする役務，物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

備考 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。

五霞町議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

五霞町議会議長 様

五霞町議会議員 _____

訂正届

五霞町議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和6年五霞町議会訓令第1号）第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正する箇所

2 訂正の理由

五霞町議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領